

入札条件

- 1 本件入札に関し入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。ただし、電子入札システム（電子入札システムにおいて、紙入札で行う場合は除く）による入札の場合は、次の2、3、8（2）、8（8）、14、については適用しない。
- 2 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合、入札書の記名押印は、委任状に記載されている受任者名及び使用印鑑とする。
- 3 入札参加者又は、入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者は、工事費（業務委託費）内訳書（代表者の名称及び代表者印の押印があるもの）を提出しなければならない。ただし、電子入札システム（電子入札システムにおいて、紙入札で行う場合は除く）による入札の場合は、代表者印の押印は不要とする。
- 5 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 6 入札辞退により、入札参加者が3人に満たないときは、原則として入札を中止する。
- 7-1 紙入札者
入札執行中の入札辞退により、入札箱に入札書を投入した者が3人に満たないときは、入札を中止する。この場合、その入札書は開封しないで返却する。
ただし、入札箱に投函された入札書に無効な札があり、有効な札の数が規定する参加者数に満たなくなったときは、入札を中止する。この場合、入札書は返却しない。
- 7-2 電子入札利用者（電子入札障害時等による紙入札者も含む）
入札執行中の入札辞退により、電子入札を行う者が3人に満たないときは、入札を中止する。この場合、紙入札者に対しては、その入札書は開封しないで返却する。
ただし、電子入札で提出された入札書に電子入札：工事内訳書の押印不要無効な札があり、有効な札の数が規定する参加者数に満たなくなったときは、入札を中止する。この場合、紙入札者に対しては入札書を返却しない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人の入札
 - (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4) 入札書に記名押印のない入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 入札金額と工事費（業務委託費）内訳書の見積金額が同一でない入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 入札をした者は、入札後、現場状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- 10 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 11 保証契約に基づいて前払金を支払うこと。
- 12 低入札価格調査制度を活用している。
- 13 相指名業者間の下請契約は、「承諾基準」を満たす場合、行うことができる。この場合、下請契約の前に工事担当課から承諾を得る必要がある。
- 14 入札書は、米沢市契約規則第19条の規定により、別紙様式によること。
- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 16 本工事が指定建設業に係る工事で、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）となる場合は、落札者は、主任技術者に代えて指定建設業監理技術者資格証の交付を受け、指定講習を受講している技術者を本工事の監理技術者として配置しなければならない。また、工事一件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない（下請工事であっても適用する）。
- 17 指名を受けたものが入札を辞退する場合は、次により取扱うものとする。
 - (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムによる入札の場合において、入札執行中（開札時刻以後）にあっては、入札を辞退することができない。
 - (2) 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - イ 入札執行前にあっては、電子入札システムにより入札辞退届を提出する。また紙入札参加者については入札辞退届を直接持参し、又は郵送（書留で入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ロ 入札執行中にあっては、電子入札システムにより入札辞退届を提出する。また紙入札参加者については入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 18 指名を受けた者が、入札執行前に市発注又は市内における市発注以外の建設工事等で死亡事故が発生した場合、元請業者（下請業者を含む）の責任が明白であるものと認められるときは、指名通知を取消すものとし、入札に参加することができない。
- 19 「資本関係」・「人的関係」に該当する者の行った入札は、入札参加資格を有しない者の行った入札として、無効とする。